

申請～エアコン購入～助成金受取の流れ

申請前にご確認ください

- ★賃貸住宅にエアコンを設置する場合：
事前に貸主等へエアコンの設置について了承を得てください。
- ★故障を理由に申し込む場合：
故障以外に冷房が効かない原因がないかご確認ください。
☑フィルター掃除はしたか ☑リモコンの電池は切れていないか など



申請書提出

- ・窓口、郵送、電子申請のいずれかの方法により、申請してください。
- ・申請に必要なもの：低所得世帯等エアコン購入費助成金交付申請書（窓口配布または市ホームページからダウンロードが可能です。）
※市で税情報等が確認できない場合、追加で書類を提出いただくことがあります。
※被保護世帯(生活保護世帯)の方は、まず担当ケースワーカーにご相談ください。

郵送先
〒188-8666
西東京市南町5-6-13
地域共生課 相談窓口係 行

訪問調査の実施

- ・調査担当者(市職員)が事前に電話でご連絡の上、ご自宅を訪問し、エアコンの設置状況等について確認します。

審査・交付決定

- ・訪問調査等の結果、助成対象となることが確認できましたら、市から「低所得世帯等エアコン購入費助成金交付決定通知書」を郵送します。
- ・その際、助成金請求に必要な書類も併せて同封します。

エアコン購入・設置

- ・店舗・事業者からエアコンを購入してください。
- ・領収書は、必ずエアコン本体と設置工事費のそれぞれの金額が分かるものをもってください。
- ・各種ポイント等を利用してエアコンを購入した場合は、ポイント適用後の支払い金額を購入費とみなします。

助成金請求書の提出

- ・低所得世帯等エアコン購入費助成金請求書(交付決定時に同封)と領収書などの必要書類を、郵送または持参により提出してください。
〈請求書提出期限: **令和8年11月30日(月)**【**必着**】まで〉

助成金の受取

- ・助成金交付額が確定したら、指定の口座へ振り込みます。
- ・請求書が届いてから振込まで2～3週間程度かかります。
※ご自身での購入が難しい場合、エアコンを販売した事業者に対し、直接振り込み代理受領払いの方法をご案内できる可能性がありますので、個別にご相談ください。

注意事項

- ・ご家庭内にエアコンが1台もない、または、エアコンが故障し、**1台も稼働できない状態である場合の買替えが対象**です。
- ・交付決定前に購入したエアコンは**助成対象外**となります。



↑ 電子申請はこちら

詳細は
市ホームページを
ご覧ください↓

